

議第28号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「159,100円」を「一般職の職員の給与に関する法律第10条の4第1項第1号に掲げる官職のうち本市の区域内に所在する国の官署に置かれる官職に新たに採用された国家公務員に支給される初任給調整手当の額との均衡を考慮して別に定める額」に改める。

第9条第2項第2号中「額」の右に「(次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円,当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては500円をそれぞれその額に加算した額)」を加え,同号ウ中「6,500円」の右に「(へき遠地として別に定める区域に所在する勤務公署に勤務する職員及び当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員(以下この号において「へき遠地勤務職員等」という。)にあっては,7,200円)」を加え,同号エ中「8,900円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあっては,9,800円)」を加え,同号オ中「11,300円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあっては,12,400円)」を加え,同号カ中「13,700円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあっては,15,100円)」を加え,同号キ中「16,100円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあっては,17,700円)」を加え,同号ク中「18,500円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあっては,20,400円)」を加え,同号ケ中「20,900円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあっては,23,000円)」を加

え、同号コ中「21,800円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては、24,000円)」を加え、同号サ中「22,700円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては、25,000円)」を加え、同号シ中「23,600円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては、26,000円)」を加え、同号ス中「24,500円」の右に「(へき遠地勤務職員等にあつては、27,000円)」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

職員の給与を改定する必要があるので提案する。